

新規創業者・中小企業者の皆様へ

—まちなかの空き店舗で事業を始めよう！！—

令和3年度 大牟田市まちづくり基金事業費補助金

空き店舗改修に補助します！



それなら、
おおむた

※中心市街地の空き店舗を改修してお店をはじめる場合に、その費用の一部を補助金として交付します。ただし、施工業者は市内の中小企業者に限ります。

※大牟田市中心市街地活性化基本計画の計画区域（約67ha）

補助対象業種

日本標準産業分類に定める「小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「娯楽業」、「生活関連サービス業」、「教育、学習支援業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に該当する業種。

※バー、キャバレー等の業種は除く

※風営法に基づく許可・届け出の対象となる営業の業種を除く

補助率 3分の1

※工事にかかる経費のみ

上限額 200万円

指定条件クリアで！！

上限額 300万円(100万円引き上げ)

条件① 1階の店舗で通りに面していること

条件② 昼間の時間帯(10時から19時)に4時間以上営業すること

条件③ 商店街活動に積極的に参加すること



制度詳細、申請方法等については、大牟田市ホームページでご確認いただくか、産業振興課商業・サービス業支援担当までお問い合わせください。

〔問い合わせ先〕

大牟田市産業振興課 商業・サービス業支援担当

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL.0944-41-2762 FAX.0944-41-2751

ホームページ <http://www.city.omuta.lg.jp/>

令和3年度 まちづくり基金事業費補助金（空き店舗改修）について

《補助の対象となる要件》

補助対象者	<p>(対象業種)</p> <p>「小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業」、「娯楽業」、「教育、学習支援業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」</p> <p>※風営法に基づく許可・届け出の対象となる営業の業種を除く</p> <p>(対象要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税（法人税）を完納していること ・新規創業者については創業塾を修了した方
補助の対象となる物件	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地内（約67ha）にある空き店舗（賃貸物件可。但し、賃貸借契約を締結し、店舗所有者の承諾がある物件に限る。） <p>※空き店舗とは3ヶ月以上閉鎖しているものであって、住宅、車庫等を除く。</p> <p>※市内店舗の移転は、都市機能誘導区域外から区域内の移転のみ対象</p>
補助率	補助対象工事に要する費用の3分の1に相当する額
補助金上限額	<p>200万円</p> <p>以下の条件を満たす場合、補助金上限額を 300万円 とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象物件が1階の店舗で通りに面していること ② 10時から19時までの昼間の時間帯に4時間以上の営業を行うこと ③ 商店街活動に積極的に参加すること
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗を活用して新たに事業を始めるための改修工事（改修工事例） <p>外壁塗装、外看板（構造物に固定したもの）、内装工事、トイレ改修工事等</p> <p>※家電製品の機器費や自己で行う工事は対象外</p> <p>※雨漏り工事、屋根補修など、躯体整備にかかる工事は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の施工業者（中小企業者）が請負う工事 ・補助対象工事費が3万円（税抜）以上の工事
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・認定申請書等（収支計画、工事概要、誓約書兼役員等名簿及び照会承諾書） ・見積書 ・施工前写真 ・事業実施場所の見取図（レイアウト） ・賃貸物件の場合：賃貸借契約書の写し及び承諾書 ・業種の確認できる書類（開業届、確定申告書、許認可証等） ・法人の場合：履歴事項全部証明書 ・滞納のない証明書 ・創業計画書 ・経営指導報告書 ・その他市長が必要と認める書類 <p>[新規創業者である場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業塾修了証（新規創業者）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>交付決定前に着工した工事は対象となりません</u> ・補助を受けようとする物件について、開設や改修工事における補助金を受けていないこと（過去交付分を含む） ・チェーン店・フランチャイズ店においては、本部から改修費用の補助がないこと